

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和4年3月9日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから3月9日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問のほう、お願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

じゃあ、ヨシノさん。

○記者 一つだけお伺いします。テレビ朝日ヨシノです。

11日で例の1F、福島第一原子力発電所事故から丸11年ということになりますが、所感をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○更田委員長 所感。そうですね。毎年3月11日、1回だけちょっとずれたことがありますけども、ほぼほぼ3月11日には職員に向けた訓示という形で、そのときそのときの思いをお話をしています。明後日もまたお話しすることになるだろうと思いますけども、一貫して申し上げているのは、これは原子力規制委員会が発足することになった理由は、ほとんど全て東京電力福島第一原子力発電所事故の発生、そしてそれを防げなかったことにあるわけで、私たちの初心はまさに、事故から生まれたものですので。委員長に着任したときに申し上げましたけど、私たちにとって最も大切なのは初心を忘れないこと。月日が経つごとに、やはり薄れるという部分というのはあるだろうと思います。それをどう補うかというのが月日を追うごとに難しくなってくるのでしょね。

この組織が発足したときの何といいますかね、緊張感と、それからそういった意味で、全てについてゼロベースから考える姿勢がありましたけども。やっぱり積み上げてきた経験もあれば、知識も積み上げてくる形になってきて、そうすると、どうしてもある種、慣性って、勢いというか惰性が生まれるので、そのこと自体は仕事全体を効率化する部分はあるんだろうけれど、初心の大切な部分が失われるところがある。

ですから、この組織にとって、月日が経てばたつほど、どう、その初心を保ち続けるかが、月日を追うごとに難しくなってくるんだろうというふうに思います。

それからやっぱり福島第一原子力発電所での戦いがずっと続いている。特に、今は処理水ですけども、この処理水の処分に關わる難しさというのは、何ですかね、コミュニケーションとか説明とかというものを超えて、本当に実行に移すことの難しさを教えてくれているんだろうと思いますけど。

以前にも申し上げましたけど、液体廃棄物以上に難しい話は、まだまだ1Fにあるので。

そうですね、片付けるのが難しい時期が終わったら、今度はもっと難しく、実は片付けたものをどうするかの方が難しいのではないかと、それがこれから東電にとっても、それから規制当局である我々にとっても非常に大きな課題になるだろうというふうに思います。

改めて、処理水の処分について大きな議論が進んでいる中であるだけに、1Fで片付けたものを片付けて整えたものをどうするかというのが今後大きな問題だというのは改めて感じます。

○記者 私の最後にしますけども、監視評価検討会等々で、委員長も最初から福島第一原子力発電所の廃止措置について関わってこられているわけですけども、11年経って、その手応えといいますか、進捗度合いについて重複になりますけど、どのようにお考えになるか教えてください。

○更田委員長 始めた頃の最初の頃、規制委員会が発足して1年目や2年目の頃に思っていた頃との、予想ですとか先行きの見通しとの違いでいうと、意外に思われるかもしれないけど、実は溶融デブリと言われるものにタッチしに行くのは私の予想よりは早かったと思っています。ペネに突っ込んで写真撮ってきたり、この間、ペDESTALの周りではありますけども、様子を見に行ってきましたよね。私は、ここへ辿り着くのはもっと時間がかかると思っていました、実は。

一方で、使用済燃料の取り出しは、3号機まで順調にいったので、次、1号機、2号機といけるんじゃないかと思っていたら、殊の外1号機、2号機の使用済燃料の取り出しが難しいということが予想外でしたね。

ですから、予想よりも東京電力頑張って早く行けたと思う部分もあるけれど。例えば早く行けたと思うことでいうと原子炉建屋の周りの片付け、特に海側の片付けなんかは随分進んだと思います。11年という年月は経っていますけども、それでもその期間であれだけ片付けるの大変だっただろうと思います。

ですから、そういった予想よりうまくいったもの、それから海側の海水配管トレンチなんかも安定化することができましたし、うまくいったものがある一方で、使用済燃料の取り出しは11年経ってまだという思いはありますね。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

では、ヒロエさんお願いします。

○記者 共同通信のヒロエです。よろしく申し上げます。

今日の午前中の経済産業省の委員会でも答弁されていたかと思うのですが、2国間の紛争による武力攻撃は新規制基準の審査では想定していない。それで、対策も要求していないというふうに発言されていましたけど、一方でウクライナとかだと原発の攻撃が起きていて、実際にミサイルが重要施設、原子炉建屋等に打ち込まれた場合というのは、

実際どういう被害が考えられると今、委員長はお考えでしょうか。

○更田委員長 ヒロエさん、おっしゃったようにミサイル攻撃については、私たちは審査の中で、検討も議論もしていないのですね。したがって、その攻撃、まず負荷を仮定している、どのくらいの規模のミサイルでどれだけの爆発力かと。そういったものを仮定すらしていないし、仮定した上での議論をしていないので、それによってどれだけの被害が生じるかというのはお答えのしようがないです。

○記者 バックフィットといいますか、原子炉建屋の強化であるとか、何かしらその安全を高めていくような策というのは考えられることはあるのでしょうか。

○更田委員長 ごく一般論ですけど、武力攻撃の強度をどのくらいに設定するかによります。で、私たちはその情報に触れる立場にいませんけれど、どこまでの武力攻撃を考えるかですが、武力攻撃に対して脆弱なのは、決して炉心だけではないです。武力攻撃を受けるときは爆発力は向こうから持ってくるわけですから、放射性物質があるところへ爆発物を持ってこられたら、それを飛び散らすわけですよ。そうすると問題になるのは、事故が起こす起こさないではなくて、放射性物質があること自体が武力攻撃については脆弱性になるので、そういった意味で、強度次第ではあるし、それから対処と言ったら、その武力攻撃の強度次第ですけど、大きい、強い武力攻撃を仮定するんだったら、全てを地中深くに持っていかないと駄目でしょうね。

○記者 建屋とかを地中深くに持っていくという……。

○更田委員長 いや、建屋じゃなくて、全ての放射性物質を。

○記者 だったら、やっぱりとてつもない金額であったりはかかってくることになる。

○更田委員長 金額どころの騒ぎではないと思います。お金の問題じゃないと思います。

○記者 あと福井県知事が、昨日ですけど防衛大臣に、原子力施設への自衛隊の配備を求める、そういった心配の声が上がっていたのですが、それについては何か委員長どのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 いや、自治体の首長さんとそれから政府との関係で発言されたものについて、私はコメントする立場にありませんけれども、今武力攻撃に備えるとしたら、武力攻撃を防ぐしかない。施設に実際に武力攻撃に相当する負荷がかかったとしたらば、これは、私たちは規制当局として武力攻撃に耐えるようにという要求をしているわけではありません。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 では、ヒロサワさん、お願いします。

○記者 日経新聞のヒロサワです。

今の質問に関連した質問になるのですが、委員長のお考えとして、こういう今までは武力攻撃というのを規制基準では想定していなかったということなのですか、これを契機に検討、想定した規制基準にしていくべきなのか。どういうふうにお

考えですか。

○更田委員長 それは脅威をどう捉えるかだと思います。武力攻撃という脅威をどう捉えるか。原子力施設に限らず、あらゆるものが武力攻撃を想定する必要があるとなったら、例えば武力攻撃を前提としたらダムは造れませんよね。

ですから、国全体として、武力攻撃するのを前提としたら地上に住めませんよね。受けることを前提としたら。だから、同様に原子力施設も武力攻撃を受けることを前提として設計で対処しているわけじゃない。

じゃあ、それを前提とすべきかどうかというのは、これは原子力規制の範疇を超えて、国としての判断だと思います。

私たちは、強度のレベル、武力攻撃の強度のレベルを示された上でこれに備えるような要求を行えという判断が、政府としてなされるのであれば、それは規制当局として、その要求をして、それを確認していくことになるだろうと思いますけども。

お答えしたように、どこまでの強度に備えるべきかというのは、これは政府全体としての判断だというふうに思っています。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

では、ハセガワさん、お願いします。

○記者 NHKのハセガワです。

すみません。関連してなのですけども、武力攻撃、2国間の紛争による武力攻撃、想定せずというところで、想定している範囲内、そのテロ対策でありというところはどうかというお考えですか。

○更田委員長 テロ対策の場合は、これは、これまでに実際にあったテロ対策であるとか、あるいは合理的に考えられ得るようなテロ対策という意味で、大型航空機の意図的な衝突、これが飛翔体の激突という意味では一番厳しい想定として、大型航空機の意図的な衝突を考慮して、これに耐えるようにという要求をしています。特定重大事故等対処施設の場合。それから本体施設についても意図的な航空機衝突があった場合の状態の緩和措置についての要求をしています。

ただ、具体的にどこまでの強度に備えているかというのは、これは悪意ある第三者に対して有利な情報を与えることになるので、具体的な内容については申し上げられないけれども。テロに関しての備えというのは、新規制基準において、格段に強化されているということは申し上げます。

○記者 その上での2国間の武力衝突との違いといいますか、その点についてはどうお考え……。

○更田委員長 それは定義の問題ですけども、もちろん、そのテロ対策のかなりの部分は、武力攻撃であっても、に対する備えとして有効ではあると思います。

例えば閉じ込めの一部が失われたとか、火災が起きたとか、そういったことに対する

対象というのは、テロ攻撃や、あるいは安全対策の一環としてなされているので、新規規制基準に適合したとか、我々を行ってきた安全性の向上対策の強化というのは武力攻撃に対しても強化であることには違いはないけれど、ただ、繰り返し申し上げるけども、その審査や確認を行う上での想定というのはテロであったり、安全上の問題から生じる事故であって、武力攻撃を想定した検討、審査をしているわけではありませんので、そういった意味で、武力攻撃にどこまでどうであるということを申し上げることはできないです。

○記者 その上で今回のウクライナであったような制御室を占拠するような事態について、そのリスク、国会でもその答弁で答えられていましたけれども、そこについてはどのようなお考え、その備えというか、なかなか難しいと思うのです、考え方。

○更田委員長 制御室に関しては制御室の機能を停止させたり、冷却安定させるような機能というのを外にも備えています。これもあまりテロ対策として詳しく申し上げたくはないんだけど、複数備えているケースもあるし、その機能についてはなかなかそれぞれではあるのですが、中操を奪われたら何もできません、お手上げというものでもありませんし、また現場でできる操作というのもあるのは事実です。

ただ、今回のウクライナは、運転ずっと続いていて運転している状態なんだけど、その運転している状態のは攻めてきたほうの管理下にあるという状態。これはちょっと想定しているものものではないし。そうですね、侵入の防止だとかという点についても、侵入検知をして、ただし発電所の中で侵入を防ぐために戦うわけではありませので、そういった意味で、これもやはり想定してないものについてはなかなかお答えできないですね。

○記者 あと、国民保護法に基づいて、国民保護計画を原子力規制委員会も決めていると。その場合はその政府がその武力攻撃事態というふうな認定があった場合には原子力発電所の停止も命じることができると。その辺りの考え方について、委員会として、すみません、今改めて伺えますか。

○更田委員長 これは、もう政府として武力攻撃事態であるという認定がなされれば、規制委員会はそれに則って、従って運転の停止を命ずると、それから事業者が定めている計画においても、その命令がなくても止めるというような定めている計画になっています、発電所の場合。

ですから、ただ、今日の午前中の国会での議論でもありましたけれども、その停止がどのくらい有効というのは、なかなかそれぞれ難しいところです。ウクライナで言えば、6基のうち2基、今動いているわけですけど、じゃあ全部止めたほうが安心かというのと、一概にはそうとも言えなくて、外電が全て失われてDG（ディーゼル発電機）等が破壊されたら電源は、並んでいるうちのどれかになっちゃうのですよね。

ですから、電力融通がどういうふうになっているか、システムについて詳しくは知りませんが、電力融通ができるようになっているんだとしたら、6基のうち1基が動

いてくれたほうが、他号機の冷却にもその電源は使えますので、そういった意味ですし。また、さらに言えば、炉心の物質が外へ出てしまうような事態になるんだったら、停止直後であつたら運転中と大して変わりはありませんし、さらに放射性物質はもっとたくさん使用済燃料プールのほうにあるわけですから、武力攻撃に対して停止がどのくらいの意味を持つかという、私は決定的な意味を持つわけではないというふうに考えています。

○記者 ごめんなさい。最後にします。今後、訓練などであつたりとか、そういった形で武力攻撃に対するリスクがある意味、不確かなものだったのが、少し確からしさが増したと言えれば増したというところ。なのかもしれないのですが、そういったところでの対応とかは、今後考えてらっしゃいますか。

○更田委員長 武力攻撃という観点から言えば、発電所に勤務しておられる方が全員民間人ですので、武力攻撃事態になったときに武器を取って戦えというような話に絶対になりませんから。

そういった意味では国土を武力攻撃から防ぐという時点が大切であつて、あくまで発電所の訓練として考えられるのは火災であるとか、そういったものにきちんと備えようという訓練を地道に積んでいくことが大切であつて、武力攻撃そのものに直接答えるような訓練をとというのは、ちょっと考えにくいですね。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますか。

では、カワムラさん、お願いします。

○記者 朝日新聞のカワムラです。よろしくお願いします。

ちょっと話題が変わりまして、名古屋地裁で明日判決がある、いわゆるバックフィット訴訟についてちょっと関連してお伺いします。バックフィット自体は地震や津波と火山など、そういう新しい知見が得られたとき、その脅威が従前の想定よりも厳しい際に設計変更などを強制できる制度だと理解しているのですが、ここで規制がバックフィット命令を出す場合、即時適用を求めるのか、猶予期間を求めるのかの判断基準、ケース・バイ・ケースだと思うのですが、その辺りの考え方について、ちょっと改めて伺えないでしょうか。

○更田委員長 これは、この会見の席でも何度も申し上げていますが、本当にそのカワムラさんが言われるように、ケース・バイ・ケースだと思います。なぜケース・バイ・ケースか。もちろん、新たに知ったものが本当に危機的で重要だったら即座に反映させるべきなので、これは猶予なんかはない、すぐに反映させてくださいと。そういったケースでは反映できないんだつたら止まってくださいということになるだろうと思います。

一方で、小さなバックフィット。リスクの減少幅の小さなもの、それからちょっとした改善といったようなものをバックフィットさせるときまで全てにこれを適用してい

たら、改善の提案というのは間違いなく現場から出てこなくなる。少なくとも事業者からは出てこなくなる。規制委員会の内部だって、規制庁だって、この新しい知識が即座に適用されていく、適用するまで全て止まっているというふうになるんだったら、新しい知識やバックフィットにつながる提案みたいなものに対する抵抗は極めて大きくなります。

ですから、バックフィットに猶予期間を設けてない国なんてないです。結局、その改善意欲を削いでしまいますので。したがって、例えばバックフィットの対処の緊急性に応じて、ケース・バイ・ケースでその猶予の期間は決めていくということになると思います。一つの例を挙げれば、特定重大事故等対処施設の施設整備ですけども、これも特定重大事故等対処施設がないから危険だというわけでは決していない。

ただし信頼性を高めるために、特重施設はあったほうが望ましい。じゃあ、猶予期間が来たら、なぜ止まるのか。やはり猶予期間、1回あれば施行から5年を設工認、認可を受けてから5年に改めています。しかし、余りずると、その変更が続くようであれば、これは改善意欲に対する問題になると。で、そういった判断で規制委員会は、もう2回目の変更は許さなかった。

ですから、バックフィットは確かに難しいし、分かりにくいところがあるかもしれないけれども、どこで強制するか、どこで要求するかというのが、そのタイミングというのは、ケース・バイ・ケースで考えられるべきだと思っています。

○記者 ありがとうございます。

あと、関連して、ちょっと私もウクライナ情勢についてなのですが、強引にバックフィットを絡めてしまうのですけれども。今回、ロシアが原発や原子力関連の研究所を砲撃したということで、もともとこれ自体、ジュネーブ条約で禁じられていますが、実際に起こり得ることが明らかになったと、ちょっと苦しいかもしれないのですが、これ広い意味で、我々人類が得た新知見と言えなくもないと思うのですが。

今回の事態を受けて、そういうバックフィットの適用を検討する考えがあるかということと、あと先ほど国の判断とおっしゃいましたが、やはり下部的、規制委員会として、政府内に議論を促していくというような考えがあるかという部分をちょっとお聞かせください。

○更田委員長 まず、その武力攻撃に備えるべきかどうかというのは、これは原子力利用の正当化の議論だろうと思っています。原子力利用の正当化というのは、原子力を利用することによって得られる便益と、それからそれによって発生してしまうリスクとの比較の問題で。便益があるからこそ原子力を利用しようとする判断が、これはIAEA（国際原子力機関）の安全原則を見ただくと、出てきますけど、正当化は規制の手前のプロセスで、まず、それをやろうという判断は政府の高いレベルでなされます。原子力施設を利用しようとする判断は規制の手前に、規制の前の段階でなされて、私たちはその判断がなされた正当化された施設を運用するに当たってどういう規制をしようかと検

討する組織です。

じゃあ、原子力を利用するかしないか、武力攻撃の可能性がある中で原子力を利用しようとするかしないかというのは、これはまさに正当化の議論であって、これは原子力規制委員会が所掌するものというよりは、政府として行われるもの、あるいは国全体として行われるものだというふうに考えています。

○司会 それでは、ほかに御質問ございますでしょうか。

では、マツオさん、お願いします。

○記者 読売のマツオです。

私もウクライナについて、1点お伺いします。国際原子力規制者会議の議長として、ウクライナの規制当局に出された書簡についてなのですが、あの書簡の中で technical resourceの提供について申し入れていらっしゃいますが、具体的にはどういったものを想定されていらっしゃいますか。

○更田委員長 これはウクライナの規制当局から協力なり、サポートに対する具体的な申出をいただかないと仮定の話という形になりますけども、現在でも得られる情報の限りにおいて、どういうことが起きるかというような検討は、これも国によって結構、差はあるのです。ドイツ、フランス、スウェーデンなんかは非常に緊張感がやっぱり高まっていて、先週金曜日の夜にウェブ会議をやりましたけども、もちろん地理的な問題というのは予想はしていたけれども、やっぱりスウェーデン、ドイツ等は自国に及ぶ影響を考えて、どういったことが起き得るかというような評価を始めようとしているのですね。

そういった意味で、そういった検討の技術的情報がウクライナの当局にとって、あるいは役に立つかもしれないし、それから今までのところは放射性物質の放出につながるような情報は得られていませんけど、万が一そういったことが起きてしまったときの対処ということに関しては、各国技術情報の提供等の協力はできるだろうと思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

今、ヨシノさん、挙げられていますけど、ほかの方、よろしいでしょうか。では、ヨシノさん、もう一度で最後にしたいと思います。では、お願いします。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。すみません、何度も。

私、単純化するのが得意なものですから、要するにウクライナ情勢で見て、例えば、日本でも同じように武力攻撃を原子力発電所に受けた場合、やれることはほとんどないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○更田委員長 ちょっと単純化が過ぎるところはあるのですが、武力攻撃を受けた場合、ヨシノさん、例でもいいからその武力攻撃をちょっと具体的にしてみてもらえませんか。

○記者　そうですね。非常に大規模なミサイル攻撃であるとか、バンカーバスターのようなものの攻撃を受けた場合というのは、やっぱりもう防ぎようがないと考えてよろしいでしょうか。

○更田委員長　大規模の定義にもよりますけども、それ自身が大量のものをまき散らすような力を持ったものだったら、それは防ぎようがないと思います。

一方で、例えば砲弾であるとか、もう少し軽微なものであったとすると、これも一般的な答え方になりますけど、閉じ込めが失われたときの対処方法みたいなものは、ある意味、かつてはお手上げの部分があったけれども、新規制基準では、理由を問わず、閉じ込めが失われてしまったら何かできることはないかという要求をしているのです。大規模損壊という言い方をしていますけど。

結局、あそこでは放水砲であるとか、シルトフェンスみたいなものを要求していますが、これは理由を問わず閉じ込めが失われてしまったときに、ないよりはあったほうがずっと影響を緩和するわけですよ。ですから、先ほどお答えしたように重大事故等対処施設や、それから大規模損壊対策というのは武力攻撃に対しても、一定の効力はあるだろうって考えられるけれど、私たちは武力攻撃を仮定して審査をしているわけではないので、その効果がいかにどのものであるかというまではお答えできないというところですね。

○司会　それでは本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—